

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積り合わせに付します。
令和8年9月8日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長
井上 隆一郎

記

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 件 名 通信施設構内除草作業
- (2) 作 業 場 所 神奈川県内の別途指定する場所
- (3) 作 業 期 間 契約締結日から令和8年11月30日(月)まで
- (4) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
- (5) 電子調達システム 本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。
ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙、電子メールによる見積書の提出ができるものとする。

2 見積り合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格(全省庁統一資格) なし

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場 所 神奈川県横浜市中区海岸通2-4(神奈川県警察本部14階)
関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 045-211-1212
- (2) 交 付 方 法 本公告日から上記3(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS)) <https://www.p-portal.go.jp/> から入手することもできる。
なお、仕様書については、3(1)の所在地での交付のほか、郵便又はメールによる配布も可とする。仕様書の交付を希望する者は、別紙-1「秘密の保全に関する誓約書」を提出すること。
- (3) 日 時 令和8年9月8日から令和8年9月25日まで(土日、祝日を除く)
(上記期間の8時30分から17時15分の間)

4 見積書の提出方法及び締切日時

- (1) 提 出 方 法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 日 時 令和8年9月25日(金) 17時15分

5 見積り合わせ日

令和8年9月28日(月) 9時30分

6 支払条件

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7 その他

- (1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合わせ先

- (1) 契約に関すること 関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 045-211-1212
Mail kanagawa.CGA@npa.go.jp
- (2) 仕様書に関すること 関東管区警察局神奈川県情報通信部 機動通信課 移動係
電話番号 045-211-1212

見 積 合 わ せ 事 項 書

- 1 契約担当官等
分任支出負担行為担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 井上 隆一郎
- 2 業務内容
 - (1) 件 名
通信施設構内除草作業
 - (2) 作業場所
神奈川県内の別途指定する場所
 - (3) 作業期間
契約締結日から令和8年11月30日（月）まで
- 3 見積りの方法
 - (1) 見積りは、本業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
 - (2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（消費税金額を含む）を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。
- 4 契約の相手方の決定方法
契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- 5 参加者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。
- 6 見積書提出場所等
 - (1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時
場 所 神奈川県横浜市中区海岸通2-4
関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
郵便又はメールによる配布も可とする。仕様書の交付希望時に、別紙-1「秘密の保全に関する誓約書」を提出すること。
日 時 令和8年9月8日（火）から令和8年9月25日（金）まで（土日、祝日を除く）
（上記期間の8時30分から17時15分の間）
 - (2) 見積書等の提出場所及び期限
場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙、電子メールにより提出できるものとする。
期 限 令和8年9月25日（金）まで（土日、祝日を除く）
（上記期間の8時30分から17時15分の間）
 - (3) 見積合わせ日時
令和8年9月28日（月）9時30分
 - (4) 見積書の提出方法
 - ① 見積書は、見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。
ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。

② 見積書の様式は問わないが、別紙－２の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

③ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

④ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

① 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

② 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ 同一の見積合わせについて、２通以上提出された見積書

オ 錯誤により提出されたと認められる見積書

カ 提出期限までに到達しなかった見積書

キ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で作成された見積書

(6) 見積合わせ

① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

② 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

③ 最低価格の見積が２人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い「くじ引き」を実施する。

④ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

⑤ 当該見積価格が当部の基準を下回った場合は、決定を保留の上、低価格に関する調査（以下、「調査対象者」という。）を実施するので、低入札価格調査の対象となる者（以下、「調査対象者」という。）は、当該価格により見積もった理由、仕様内容の理解等、当該契約の履行体制、履行中であるその他の契約状況、過去における同種契約の履行状況及び経営状況その他当庁が必要と認める事項についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

資料提出に応じない場合又は提出された資料の内容が不十分な場合には説明を求める。資料提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としめない場合がある。

⑥ 低入札価格調査の結果、調査対象者が「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものと認められるとき、又は「その者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当である」ものと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みがあった他の見積業者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

会計法令等に基づき、契約金額により、契約書又は請書が必要な場合は作成する。

8 その他

(1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。

(2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

(4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

9 問合せ先

(1) 契約に関する問合せ先

関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話 045-211-1212

Mail kanagawa.CGA@npa.go.jp

時間 平日8:30～17:15

(土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

(2) 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (I P 電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00～17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

別紙－ 1

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

秘密の保全に関する誓約書

貴部において進めておられる「 通信施設構内除草作業 」
の競争参加にあたり、秘密に属する文書、貸与された資料、仕様書及び警察関係者の会話内容等全ての資料について、別紙「秘密保全条項」を厳守するとともに、秘密が紛失、漏洩、窃取されないよう万全を期すこと並びに当社従業員及び作業従事者の故意又は過失により秘密が漏洩等した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

会社名

職 位

氏 名

連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

秘密保全条項

（一般義務）

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、本業務に係る秘密の保全に関しては、この秘密保全条項に定めるところにより、秘密保全に万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

（下請負）

第2条 前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

（交付）

第3条 発注者（以下「甲」という。）は、秘密に属する仕様書、図面、現場説明書等又は物件を乙に交付するときは、秘密であることを明記するものとする。

（特定資料）

第4条 乙は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密の指定のある仕様書、図面、現場説明書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。）を本業務に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 本業務に関係のある者に対しても、必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

（特定物件）

第5条 乙は、秘密区分の指定のある物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し、本業務に関係のない者に供覧してはならない。

2 本業務に関係ある者に対しても、必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

（特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影）

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し又は特定物件の見取図等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ甲の許可を受けるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図等の製作若しくは写真撮影したときは、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。

（標記の表示）

第 8 条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

（立入禁止）

第 9 条 乙は、本業務に関係のない者を、みだりに作業現場、倉庫等の施設に立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 本業務に関係のある者に対しても、必要な限度を超えて前項の施設に立ち入らせてはならない。

（特定資料の返納等）

第 10 条 乙は、特定資料及び特定物件を契約終了後、直ちに甲に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。

2 前項において、甲から承認を受けた場合は、契約終了後の保管期間を延長できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

（検査）

第 11 条 甲又は甲の代理人は、必要があると認めたときは、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

2 前項の規定は、乙の下請負者について準用する。

（事故発生時の措置）

第 12 条 乙は、秘密の漏洩、特定資料若しくは特定物件の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはその恐れがあるときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに甲に報告しなければならない。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
金										

(消費税及び地方消費税を除く)

内 訳

件 名	数量
通信施設構内除草作業	1 式

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日

作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	○	○	○	○	○	○

↑

金額の頭に¥マークを入れる

(消費税及び地方消費税を除く)

内 訳

件 名	数量
通信施設構内除草作業	1 式

電子くじ番号

--	--	--

同額となった場合のくじに使用するため、任意の番号3桁を記載すること。

辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住所

会社名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

下記について、見積合わせを辞退します。

記

1 件名

通信施設構内除草作業

2 理由

以上